

重要事項説明書

本書面は、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」第5条第3項に基づく会員契約の変更に係る交付書面であり、重要な事項が記載されておりますので十分お読みいただきますようお願いいたします。

省令9条2項に基づき、書面の内容を十分読むべき旨を赤字にて記載。また、実際の書面では日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字にて記載。

1. 会員の数についての計画（追加募集）（法5条3項、省令9条1項1号）

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
正会員	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
平日会員	30 口	当ゴルフ場の休業日、土・日・祝祭日を除く日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （100万円）	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （150万円）	100 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）

※既存会員数（令和〇年〇月〇日現在）：500口（正会員：400口、平日会員：100口）

2. 預託金の額及び据置期間（追加募集分）（法5条3項、省令9条1項2号）

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額(a×b)
正会員	1百万円	15年	50 口	50 百万円
平日会員	0.5百万円	15年	30 口	15 百万円
正会員（分割） （100万円）	1百万円	分割契約日より 10年	50 口	50 百万円
正会員（分割） （150万円）	1.5百万円	分割契約日より 10年	100 口	150 百万円

3. 指定役務に係る施設のうちゴルフ場のホール数に関する事項

（法5条3項、省令9条1項3号）

変更なし。

ホール数に変更がない場合は、「変更なし」と記載。